

議案第 37 号

北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について
北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める
。

令和 3 年 1 月 28 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるため、この訓令案を提出する。

北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について（概要）

1 改正理由

近年、本市を含め全国的な豪雨等の非常災害の頻発により、住居損壊にとどまらず、生活基盤が破壊されるなど、職員自身が被害に遭う危険性もこれまでに比べて高まってきていることから、非常災害にかかる特別休暇の取得要件を拡充するため、「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）」、「北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）」及び「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）」の一部改正を行うこととしている（令和3年4月1日施行）。

この改正により、特別休暇の理由が一部改められることから、当該特別休暇の理由を引用している北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）について、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

特別休暇の理由のうち、「現住居の滅失又は損壊」が「現住居の滅失、損壊等」に改正されることに伴い、次のとおり改正する。

別表のサービスの休暇等の付与のその他の項及び欠勤の承認の項備考の欄第3項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日

北九州市教育委員会訓令第 号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和3年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表のサービスの休暇等の付与のその他の項及び欠勤の承認の項備考の欄第3項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

新										旧											
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）											
専決事項	専決区分		教育長	教育次長	局長 (特定)	部長		課長		備考	専決事項	専決区分		教育長	教育次長	局長 (特定)	部長		課長		備考
						部長 (共通)	部長 (特定)	課長 (共通)	課長 (特定)								部長 (共通)	部長 (特定)	課長 (共通)	課長 (特定)	
略																					
勤務	休暇等の付与	略																			
		その他	略																	1 略 2 略 3 退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務部長又は教職員部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断を理由とする特別休暇の承認並びに介護休暇及び介護時間の付与期間の承認については総務課長又は教職員課長に合議すること。	
	欠勤の承認		略																		
略																					
略																					